

サンテックパワージャパングループ人権方針

サンテックパワージャパングループは、「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に定められている人権を尊重します。また、「ビジネスと人権に関する指導原則」及び「国連グローバル・コンパクト 10 原則」を支持し、同原則に従います。

本方針は、サンテックパワージャパングループのすべての役員と従業員に適用されます。さらに、ビジネスパートナー及びサプライヤーに対しても、本方針の支持と人権の尊重を求めます。

1. 法令順守

事業活動を行うそれぞれの国・地域で適用される法令を遵守し、あらゆる差別やハラスメント、児童労働、強制労働などを排除します。国際的に認められた人権と各国・地域の法令との間に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

2. 人権デュー・デiligence

人権デュー・デiligenceの仕組みを構築し、人権に対する負の影響を特定し、その防止と軽減に努めます。

3. 救済・是正

人権に対する負の影響を引き起こしている、または助長していることが判明した場合、適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組みます。

4. 教育

本方針が理解され、効果的に実行されるように、役員と従業員に対して適切な教育を実施します。

5. 対話・協議

人権尊重の実効性を認識し、改善していくために、ステークホルダーとの対話と協議に努めます。

6. 情報開示

人権尊重の取り組みについて、ウェブサイトなどで開示します。

以上

2023年12月1日

サンテックパワージャパン株式会社
代表取締役社長 CEO

